



# 支えあう 住みよい社会 地域から



お元気ですか、  
わたしたち **民生委員児童委員** は、  
あなたの一番 **身近な相談員** です。

みなさんの暮らしを応援するため、  
国から委嘱されて活動しています。  
専門家ではありませんが、  
子どもや家庭のこと、地域のことなどを  
みなさんと一緒に考え  
サポートしています。

ひとり暮らしの高齢者や  
子育て家庭など、地域の  
住民を訪問し、日常生活  
での困りごとなどについ  
て、相談にのります。



地域の課題や住民支援に  
協力して取り組むため、  
行政機関や関係者と定期  
的に打合せを行います。

子どもにとって地域の  
身近なおじさん、  
おばさんとなり、時  
には悩みごとの相談  
にもなります。

消防団や自主防災組織な  
どと協力し、災害に備え  
たまちの危険箇所の点検  
や避難訓練などに協力し  
ています。

わたしたちの役割は **みつける・つなぐ・みまもる** です。

住民の **身近な相談相手** として、**関係機関へのつなぎ役** や、  
**地域の見守り役** として、さまざまな活動をしています。



## 民生委員児童委員とは

民生委員児童委員は地域住民のなかから選ばれ、自らも住民の一員という性格をもって、住民の見守りや相談活動を行います。(担当区域をもって活動します)

- 民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。
- 厚生労働大臣が定めた基準をふまえ、市(区)町村ごとに人数が定められています。
- 任期は3年で、再任も可能です。
- 無給のボランティアとして活動しています。(活動に必要な電話代・交通費などに充てる実費代償費の支弁があります。)

## 主任児童委員とは

主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員児童委員です。(担当区域はもちません)

- 児童福祉関係機関と区域担当民生委員児童委員との連絡役となって、協力して活動を行います。

[連絡先]



民生委員  
児童委員は、  
青い門標と  
マークが  
めじるし!

# 心配ごと、悩みごとをひとりで抱えていませんか？

育児・教育・住居・暮らし・家族関係  
お年寄りの福祉・介護保険・健康・その他 等々

暮らしに関すること、困ったこと、悩みごとなどお気軽にご相談ください。

民生委員児童委員には民生委員法に定められた**守秘義務**があり、  
相談内容が他の人に伝わることはありませんので安心してご相談ください！

## 【こんなとき民生委員児童委員へ】

### 育児・教育のこと

- 子育てについての不安
- 児童虐待に関すること
- いじめや不登校
- 学校生活の悩み



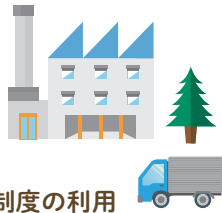
### 在宅生活に関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用について  
(ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど)
- 施設利用について  
(デイサービス、ショートステイなど)
- 介護保険制度に関すること



### 住居・暮らしのこと

- 住まいに関すること
- 近所付き合い
- 生活費の悩み
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用
- 生活保護
- 遊び場、通学路などの  
危険箇所について
- 公害や環境衛生について



### 家族関係のこと

- 結婚、離婚
- 親子関係
- 扶養
- 相続
- ケアラー・  
ヤングケアラー



### その他

- 心身の疾病や障害に関する相談等

### 健康に関すること

- 一人暮らしでの不安
- 身体やうつ・認知症などの不安



民生委員児童委員は日ごろの活動をとおして、  
**災害時の被災者支援** も行っています

#### 災害発生時

民生委員児童委員は安全が確保されたのちに、被災した住民の皆さんに対する支援が円滑に行われるように相談に応じたり、行政や災害ボランティアなどと連携するなど、生活の再建に向けた支援を行います。

#### 日ごろの活動から

災害時に支援が必要になる住民の皆さんを行政や福祉関係者と協力して、支援体制づくりを行います。



民生委員制度は  
平成29年に100周年を迎えた  
歴史と実績を有する制度です



発行：公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7  
TEL 011-261-2181 ・ FAX 011-261-3081